

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、長岡市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和8年8月10日

長岡市監査委員

野口和弘

同

野本直樹

同

橋本奈奈

同

丸山広司

監査の結果に基づく措置
令和8年度監査の結果に関する報告（令和8年7月10日 長岡市監査公表第13号分）

監 査 の 結 果	措 置	
	措置実施部局等	措 置 状 況
【意見】 ジュニアスポーツ強化事業について 本事業は、ジュニア選手の強化に当たり、市が競技団体の専門性を活用するため、長岡市スポーツ協会（以下「協会」という。）に委託して実施している。業務委託においては、事業主体は市であることから、市が責任を持って事業を管理・運営する必要がある。 しかし、現状では、契約金額を上回る規模の事業が協会において実施され、協会に加盟する競技団体の自主財源による補填を前提とした運用が見受けられることから、本委託事業は補助金的な性格を有するものと考えられる。また、参加者負担金の取扱いについては、統一的な基準が整理されていないことから、事業主体としての市の関与が十分になされているとは言い難い。 一方、競技団体による自主的な取組は、ジュニアスポーツの振興において重要な役割を果たすものであり、その主体性や創意工夫は尊重されるべきである。 については、こうした自主的な取組に配慮しつつ、委託事業として実施する範囲を整理し、市と協会との役割分担及び責任の所在を明確化するとともに、契約金額の妥当性や参加者負担金の徴収基準などについても検討されたい。 その上で、それぞれの役割に応じた適切な関与のもと、専門性や効率性を活かした効果的なジュニアスポーツ強化事業が展開されるよう、事業手法の在り方についても検討されたい。	市民協働推進部 スポーツ振興課	市の委託事業として実施する業務範囲を整理し、市と受託者の役割分担及び責任の所在を明確化するため、令和8年度契約から仕様書を見直し、委託業務の内容を明記することとしました。これにより、従来の補助金的な運用を改め、委託事業として実施する範囲を明確化しました。 一方で、競技団体による自主的な取組は、ジュニアスポーツの振興において重要な役割を担っており、その主体性や創意工夫は尊重されるべきものと考えています。また、競技力の向上には中長期的な取組が必要であり、各競技団体がこれまで培ってきた専門的な知識や指導ノウハウを十分に活用することも重要であると認識しています。 このため、令和8年度に実施している長岡市スポーツ推進計画の改定作業とあわせて、ジュニアスポーツ強化事業の目的や役割を整理するとともに、市と競技団体それぞれの強みを活かした効果的な事業手法のあり方について検討を進めてまいります。
【意見】 団体に対する負担金の適正な執行について NaDeC構想推進コンソーシアムに対する市負担金の執行状況を監査した結果、当該団体において多額の繰越金が発生し、その額は前年度と比較して大幅に増加していることが認められた。 負担金は、特定の事業について一定の義務や責任、受益があるため、その程度に応じて経費を負担し、支出するものであり、支出の妥当性や事業効果について十分な説明が求められる。 こうした中、当該団体においては事業実施に伴う負担金の残余は精算されず、翌年度に繰り越され、余剰資金が団体内に留保されている。これは、残余金の取扱いに関するルールが明確でないことや、負担金の執行管理と次年度予算への反映が十分でないことによるものと考えられる。 については、構成団体と協議の上、負担金の交付に当たり、残余金が生じた場合の取扱いについて条件を付すなど、負担金の適正な執行に努めてください。	商工部 産業イノベーション課	NaDeC構想推進コンソーシアムに対する負担金については、長岡市の他長岡商工会議所と4大学1高専が負担しております。 令和7年度に繰越金が大幅に増加した原因は、令和7年度にこれまでと同じ規模のイベント（マッチングハブ）を開催しなかったため、そこに充てられるべき金額が未執行となったものです。 現在、NaDeC構想推進コンソーシアム負担金の返金に関する取り決めがないことから、令和8年度中にこの取り扱いを定めることとして関係団体の合意を得たところです。 今後、関係団体の意見を聞きながら、残余金が生じた場合の取扱いについての取り決めを行うとともに、引き続き、適正な予算執行に努めてまいります。